



# 鳥取県公報

令和4年3月22日（火）  
第9384号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（115）（福祉監査指導課）・・・ 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神科病院の認定 （116）（障がい福祉課）・・・ 2 保安林の指定施業要件の変更予定（117）（東部農林事務所）・・・ 2 公共測量の終了（118）（県土総務課）・・・ 3 都市計画法第66条による告示（119）（道路建設課）・・・ 3 指定障害児通所支援事業者の指定（120）（中部総合事務所県民福祉局）・・・ 3 土地改良区の役員の就任（121）（中部総合事務所農林局）・・・ 3 土地改良区の役員の退任（122）（〃）・・・ 4 開発行為に関する工事の完了（123）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 4
◇ 病院局告 示	鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納事務の委託（1）（総務課）・・・ 4 鳥取県立中央病院医事会計・外来クラーク業務に係る医療費の収納事務の委託 （2）（〃）・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・ 5 保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・ 5 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・ 5
◇ 雑 報	令和4年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
エアファーマ株式会社	米子市両三柳2453-1	ローリエ薬局安倍店	米子市安倍526-3	居宅療養管理指導	令和4年1月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
エアファーマ株式会社	米子市両三柳2453-1	ローリエ薬局安倍店	米子市安倍526-3	介護予防居宅療養管理指導	令和4年1月1日

## 鳥取県告示第116号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院を認定したので、次のとおり告示する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	認定期間
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	令和4年3月10日から令和5年3月31日まで

## 鳥取県告示第117号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町青谷字夏泊5515

### 2 保安林として指定された目的

魚つき

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第118号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量、確定測量)
- 2 作業地域 米子市皆生二丁目
- 3 終了年月日 令和4年3月11日

**鳥取県告示第119号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・17号立川甌山線
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
鳥取市卯垣字分木、字植田及び字上植田並びに岩倉字白金、字植田、字下樋掛及び字上樋掛地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**鳥取県告示第120号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社ユニケアさかの	東京都渋谷区本町一丁目18-11	こころのデイケア虹の森	倉吉市八屋203-7	保育所等訪問支援	令和4年4月1日

**鳥取県告示第121号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

就任した役員の氏名及び住所  
理事 森 康 雄 倉吉市小鴨201-1  
令和4年3月10日就任 任期 令和7年4月5日まで

#### 鳥取県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所  
理事 西 原 浩 樹 倉吉市谷396  
令和4年1月22日退任

#### 鳥取県告示第123号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和4年2月24日 鳥取県指令第202100286256号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字日吉津1752-11  
小島 健二

## 病 院 局 告 示

#### 鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院警備・受付等業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 委託の相手  
富士総合警備保障株式会社
- 2 委託期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 鳥取県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院医事会計・外来クラ-

ク業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 委託の相手  
株式会社ニチイ学館
- 2 委託期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所  
日野郡日南町茶屋字阿多山2839から2845まで、字塗田原2849、字ニタ松2850、2851、字鉄鑄谷奥2859、字鉄鑄谷2860の1から2860の3まで、阿毘縁字小谷山277の1から277の4まで、字上ミ大畑谷山376、字與三右衛門炭山377、字大板谷山379、字徳善山380、字スベリイハ山381、字野田384、字梨子木谷907の1、下阿毘縁字亀石塔山751の1から751の4まで、字深塔奥山756の1、756の3、756の4、757、762の3、762の4、字城床山760、字片平山761の1、761の2、字深塔山762、762の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、令和4年1月11日付鳥取県告示第7号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 日南町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月22日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所  
鳥取市気高町日光字東濱屋敷廻り1006の3、1006の4
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、令和4年3月1日付鳥取県告示第77号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、琴浦町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類

琴浦都市計画臨港地区

(2) 名称

赤碕港臨港地区

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設住宅課（東伯郡琴浦町赤碕1140-1）

**雑 報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和4年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和4年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和4年3月22日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 長 谷 川 彰 一

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	令和4年6月12日（日）午前10時から	書面申請	令和4年4月11日（月）から同月25日（月）まで	鳥取県庁、米子コンベンションセンター、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和4年4月8日（金）午前9時から同月22日（金）午後5時まで	
第2回	"	令和4年6月19日（日）午前10時から	書面申請	令和4年4月11日（月）から同月25日（月）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	令和4年4月8日（金）午前9時から同月22日（金）午後5時まで	
第3回	"	令和4年10月16日（日）午前10時から	書面申請	令和4年8月12日（金）から同月26日（金）まで	鳥取県庁、米子コンベンションセンター、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和4年8月9日（火）午前9時から同月23日（火）午後5時まで	
第4回	"	令和4年10月23日（日）午前10時から	書面申請	令和4年8月12日（金）から同月26日（金）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	令和4年8月9日（火）午前9時から同月23日（火）午後5時まで	
第5回	"	令和5年3月5日（日）午前10時から	書面申請	令和5年1月6日（金）から同月20日（金）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和5年1月3日（火）午前9時から同月17日（火）午後5時まで	

				まで	
第 6 回	"	令和5年3月12日(日)午前10時から	書面申請	令和5年1月6日(金)から同月20日(金)まで	鳥取県庁、米子コンベンションセンター、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和5年1月3日(火)午前9時から同月17日(火)午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場(予定)
第 1 回	甲種、乙種	令和4年7月24日(日)午前9時30分から	書面申請	令和4年5月13日(金)から同月27日(金)まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和4年5月10日(火)午前9時から同月24日(火)午後5時まで	
第 2 回	"	令和4年11月20日(日)午前9時30分から	書面申請	令和4年9月15日(木)から同月29日(木)まで	鳥取県庁、米子コンベンションセンター、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和4年9月12日(月)午前9時から同月26日(月)午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)

米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者

ア 甲種 6,600円

イ 乙種 4,600円

ウ 丙種 3,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,700円

イ 乙種 3,800円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389(平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。
- (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
- (3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。